公　告

事後審査方式一般競争入札（電子入札）を次のとおり行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６第１項及び弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第８号）第７条の規定に基づき公告します。

令和７年７月４日

弥富市長　安　藤　正　明

１　入札に付する事項

⑴　件名

非常食購入

⑵　数量等（詳細は仕様書等参照）

品　　名	数　量
災害用クラッカー	160 缶
アルファ米（五目ごはん）	5,500 袋
人工透析患者対応アルファ米（はんぶん米）	250 袋
アレルギー対応アルファ米（わかめご飯）	500 袋

⑶　納入場所

弥富市前ケ須町地内

⑷　納入期限

令和７年 12 月 26 日まで

⑸　仕様等

・納入品は令和７年 10 月１日以降製造のものとし、同等品は不可とする。

・納入費用を含む。梱包材は受注者の責任において引き上げること。

・詳細な納入場所等については、発注者の指示どおりとする。

２　入札参加資格要件

本件入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とします。

⑴　この公告の前日までに、弥富市入札参加資格者名簿（物品等）に登載されている者のうち、大分類「01 物品の製造・販売」、中分類「20 警察用品・消防防災用品」の登録がされている者であること。

⑵　地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑶　この公告の日から落札決定の日までの間において、弥富市建設工事等指名停止取扱要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であ

ること。

⑷　この公告の日から落札決定の日までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 12 月 27 日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

⑸　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

3　入札方法等

⑴　本件入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施します。

ア　入札に参加しようとする者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書又は商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）に基づき登記官が作成した電子証明書を格納しているカードのうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応しているカード（以下「ＩＣカード」という。）により、利用者登録を行わなければなりません。

なお、電子入札システムの稼動時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び 12 月 29 日から翌年１月３日までの日以外の日の午前８時から午後８時までです。

アドレス　https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html

イ　本件入札を電子入札システムによって行うことができない場合は、弥富市物品等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要領」という。）第 10 条第２項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限り、事前に弥富市（以下「市」という。）の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

紙による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を令和７年７月７日（月）午後３時までに、16 に記載の場所に提出しなければなりません。

ウ　詳細な入札方法等は、電子入札実施要領及び電子入札システム操作マニュアルによるものとします。

なお、電子入札実施要領は、次のアドレスからダウンロードすることができます。

アドレス　https://www.city.yatomi.lg.jp/jigyo/1000863/1001834.html

⑵　本件入札は、開札後に落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後審査方式一般競争入札とします。

4　入札資料に関する事項

約款、仕様書その他本件入札に係る資料（以下「入札資料」という。）は、電子入札システムに電子ファイルで掲載していますので、入札参加希望者はこれをダウンロードしてください。

5　入札資料に対する質問及び回答

入札資料に対する質問は、次の期間内に電子入札システムにより行ってください。なお、質問に対する回答は、質問受付期間経過後、速やかに同システムにより行います。

質問受付期間　令和７年７月４日（金）午前９時から
令和７年７月７日（月）午後３時まで

6　入札保証金

全額免除とします。

7　入札に関する事項

入札参加希望者は、電子入札システムにより入札書を作成し、電子署名等を付した上で、入札受付期間内に提出しなければなりません。

⑴　入札受付期間

令和７年７月 11 日（金）午前９時から
令和７年７月 14 日（月）午後５時まで

⑵　入札に当たっての留意事項

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ　入札者は、電子入札システムにより入札書を提出するときは、公正な競争入札に参加する旨の誓約書を電子ファイルにより入札書に添付して送信しなければなりません。なお、添付する電子ファイルは、必ず最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行ってから送信してください。

8　開札に関する事項

⑴　開札予定日時

令和７年７月15日（火）午前９時30分

⑵　開札場所

弥富市役所 総務部 財政課

9　落札者の決定方法等

⑴　予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書により入札参加資格を満たしていることを確認するための書類（以下「資格確認書類」という。）を、開札日の翌日から起算して２日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、16 に記載の場所に持参により提出しなければなりません。

⑵　資格確認書類等による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認された場合は、その者を落札者と決定します。ただし、入札参加資格を満たさないことが判明した場合又は期限までに資格確認書類の提出がない場合は、その者のした入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格をもって入札をした者から順に新たな落札候補者として、入札参加資格を満たす者が確認できるまで同様の手続を行うものとします。この場合、新たな落札候補者の資格確認書類の提出期限は、落札候補者ごとに設定します。

⑶　予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が２者以上ある場合は、電子くじにより落札候補者となるべき順位を決定します。

⑷　落札を決定したときは、速やかに電子入札システムにより開札結果を公開するとともに、入札参加者全員に対して、落札決定通知書を送信するものとします。

⑸　落札候補者となった者で入札参加資格を満たさないとして落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、電子入札システムにより落札決定通知書を受信した日の翌日から起算して５日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記した書面を 16 に記載の場所に持参により提出しなければなりません。

なお、理由の説明は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して５日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、書面により回答します。

10　入札の取りやめ等

⑴　入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

⑵　開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

11　入札の無効

弥富市契約規則第 13 条（入札の無効）及び電子入札実施要領第 15 条（電子入札の無効）に該当する入札のほか、ＩＣカードを不正に使用して行った入札、弥富市公共工事等入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）において示す条件に違反した入札、資格確認書類等に虚偽の記載をした者の行った入札並びに必要な書類を提出しない者の

行った入札は無効とします。
なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、直ちに落札決定を取り消します。また、落札決定時において、２に掲げる要件を備えていない者は、入札参加資格を満たさない者に該当します。

12　契約書作成の要否
要

13　契約保証金
全額免除とします。

14　特定の不正行為に対する措置
⑴　本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。
⑵　本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
⑶　契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止要領の別表第１から別表第３までに掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「暴力団の排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負いません。
⑷　本件契約の締結後、受注者が暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
⑸　本件契約の履行に当たって、約款第６条第２項の規定により、受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる契約（以下「再委託契約」という。）を締結した場合において、再委託契約の相手方が暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該再委託契約の解除を求めることがあります。なお、受注者が再委託契約の解除に応じない場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

15　その他
⑴　入札参加者は、関係法令等を遵守するとともに、この公告及び入札資料並びに入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札しなければなりません。
⑵　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者がないときは、再度入

札を行います。ただし、再度入札は１回のみとし、再度入札の受付期間は電子入札システムにより公開します。

⑶　資格確認書類の記載内容が不明確な場合など、本件入札の参加資格を確認できないときは、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

⑷　資格確認書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

⑸　本件入札に係る書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は、原則として公表せず、本件入札手続以外の目的で使用しません。

⑹　入札参加者は、入札資料その他本件入札に関して市から提供を受けた文書及び情報を第三者に漏らすことを禁ずるとともに、本件入札手続以外の目的に供してはなりません。

⑺　入札参加者は、入札後、この公告及び入札資料の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

16　問い合わせ先

弥富市役所 総務部 財政課 契約検査グループ

弥富市前ケ須町南本田 335 番地

電話 0567－65－1111

E-mail　keiyaku@city.yatomi.lg.jp